

保護者の方へ

川島保育園

1. お子さんの薬は、本来は保護者の方が与えていただくものです。保育園では原則として薬の投薬ができませんが、お子さんの生命にかかわるなど緊急やむを得ない理由がある場合に限り、保護者と保育園で話し合ったうえ、保育園が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期すため原則として「医師の与薬指示書」及び「保護者の与薬依頼書」が必要になります。
2. 主治医の診察、投薬を受ける時は、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えいただき、1日3回処方のお薬は保育園での投薬ができないので2回処方にできないか相談してください。
3. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
4. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
5. 座薬の使用は原則として行いません。やむをえず使用する場合は医師からの「与薬指示書」を添付して下さい。なお使用にあたっては、その都度保護者に連絡しますのでご了承ください（はじめて使用する座薬については対応できません。）
6. 経過が長引きそうな慢性の病気の日常における与薬や処置については、主治医と保護者の方、保育園の相互連携が必要ですのでお申し出ください。
7. 症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者に連絡し、与薬をする事になりますのでご了承ください。
8. 持参する薬について
 - ① 医師が処方した薬には必ず「与薬指示書」「与薬依頼書」を添付してください。
 - ② 与薬する薬は1回ずつ分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前と与薬時間を記載してください。